(三十一)の項から(三十六)の項までの規定、(三十八)の項、(三十九)の項、(四十七)の項及び(四十八)の項中

敷地の位置
隣地にある建築物の位置及び用途

を

敷地の位置

に改め、同条第一項の表五(一)の項中「若しくは」を「、同条」に、「同条第三項」を「同条第三項ただし書」に改め、「令第六十二条の八ただし書」の下に「、令第七十三条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書」を加え、同条第四項第一号中「ものに限る。)」の下に「。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。」を加え、同項第四号、第六号及び第七号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同条第五項の表一(一)の項中「(九)項」を「(一)項及び(六)項」に、「(十四)項」を「(十三)項」に、「建築物に係る」を「建築物の部分に係る」に、「のうち構造詳細図（」を「（改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに」に改める。

第二条第一項中「及びその添付図書」を「並びにその添付図書及び添付書類」に改め、同条第二項中「掲げる書類」を「掲げる図書及び書類」に改め、同項第一号中「及びその添付図書」を「並びにその添付図書及び添付書類（構造計算適合性判定を要しない建築物に係る添付図書及び添付書類を除く。）」に改め、同条第六項中「及びその添付図書」を「並びにその添付図書及び添付書類」に改める。

第二条の二第一項第三号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改める。

第三条第一項第三号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同条第一項の表一中「断面算定（」の下に「遊戯施設以外の工作物にあつては、令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたものを除き、」を加え、「及び表二の(三)項において「客席」を「、表二の(六)項並びに表三の(三)項、(九)項及び(十)項において「客席」に、「及び表二の(三)項において「主要な」を「、表二の(六)項並びに表三の(三)項及び(九)項において「主要な」に改め、「係るもの」の下に「（令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定を受けたものを除く。）」を加え、同条第一項の表二(一)の項及び(二)の項中「、令第七十三条第二項ただし書」の下に「、同条第三項ただし書」を加え、

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

を

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に改め、同表(三)の項中「令第七十七条第四号若しくは第六号」を「同条第三項ただし書、令第七十七条第四号及び第六号」を

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

に、

令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

を

令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

に改め、同表(五)の項中「令第百四十三条第二項」を「令第百四十三条」に改め、「、令第七十三条第二項ただし書」の下に「、同条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書」を加え、

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

を

令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

に改め、同条第一項の表三(六)の項中「鉄筋コンクリート造の柱等」を「広告塔又は高架水槽等」に改め、同表(九)の項中「部分を」を「支持部分を」に改め、同条第二項第四号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同条第三項第一号中「限る。）」の下に「。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。」を加え、同項第四号、第六号及び第七号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改める。

第三条の二第一項第十一号の表中「令第二十条の五第一項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）」を「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」に、「令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料」を「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料」に、「令第二十条の五第一項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）」を「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」に改める。

第三条の三第三項中「第三条第一項」の下に「、第二項及び第三項」を加える。

第三条の四第一項中「及びその添付書類」を「並びにその添付図書及び添付書類」に改め、同条第二項第一号中「前項に規定する図書」を「、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類」に改め、同条第三項中「図書」を「図書及び書類」に改める。